

## 事故発生防止のための指針

### 1. 事故対策の基本方針

特別養護老人ホーム潤生園（以下「当施設」という）は、事故発生防止に関する指針を定め、当施設の方針とする。

#### （１） 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、利用者や家族に信頼される安心かつ安全な介護サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力で運営を行う。そのためにサービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また事故が発生した場合には速やかな対応が行えるよう必要な体制を整備し、組織全体で再発の防止に努める。

#### （２） リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故などが発生した場合は速やかに報告書を作成するとともに、事故カンファレンスや安全管理委員会でその内容について検討する。

#### （３） 「安全管理委員会」設置の目的

介護事故の防止に取り組むにあたって「安全管理委員会」を設置する。  
施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対してはその後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応が提供できることを目的とし、施設全体で安全管理体制の整備に取り組む。

#### （４） 安全管理委員会の構成委員

安全管理委員会は、管理者、医師、相談員、施設ケアマネ、介護職員、看護職員、管理栄養士、理学療法士、作業療法士をもって構成する。

#### （５） 安全管理委員会の開催

定期的に1か月に1回開催し、介護事故発生 of 未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

#### （６） 安全管理委員会の役割

- ①マニュアル、相談・苦情・ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備。介護事故等未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新す

る。相談・苦情・ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新する。

②ヒヤリハット報告、事故報告の分析および改善策の検討

各部署から報告のあったヒヤリハット報告、事故報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討する。

③改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、全職員に対して周知徹底を図る。

## 2. 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基礎的内容等に関する知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、人材開発部および安全管理委員会を中心に、以下の研修を定期的・計画的に実施する。

- ① 事故防止に関する年2回（全体研修1回、各部署研修1回）の職員研修
- ② 新人職員に対するリスクマネジメント研修（オリエンテーション時）
- ③ その他必要に応じて、外部研修に参加

## 3. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

### （1）利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な処置を講じるなど速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際してとった処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとする。

### （2）家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、予め指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

- ① 事故発生状況及び施設職員の対応の状況
- ② 事故の発生原因及びその再発防止策
- ③ 事故による損害が発生している場合においては、施設の損害賠償の有無

### （3）その他の連絡・報告について

かかりつけ医、サービス事業所等に連絡し、保険者に対して介護事故等の必要な報告を行う。

#### 4. 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、安全管理委員会にて事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知したうえで実施する。なお、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

#### 5. 事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の事故発生防止のための指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

附則 この指針は2019年6月1日から適用する  
特別養護老人ホーム 潤生園